背 景

- 平成26年6月に国において、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築すると ともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び 介護の総合的な確保を推進するため、「医療介護総合確保推進法」が公布
- 都道府県は平成27年度以降、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等 を活用し、地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を示す「地域医療構想」を 策定

病床機能報告制度(平成26年10月~)

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の 方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の 自主的な取組みを進める。

・医療機能の分類は以下のとおり。

高度急性期機能

急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、 診療密度が特に高い医療を提供する機能

急性期機能

急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、 医療を提供する機能

回復期機能

急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療 や、リハビリテーションを提供する機能

慢性期機能

長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能

- 医療機関は、一般病床及び療養病床について、病床が担う医療機能及び提供 する医療の具体的な内容に関する項目を報告する。
- ・医療機能については、定性的な基準による自己申告に基づき、病棟単位で 「現状」と「今後の方向」を報告するもの。

(参考)最終集計結果

東京都(現状) 高度急性期29.4%、急性期40.9%、回復期6.7%、慢性期23.0%

地域医療構想(平成27年度~)

- ○「地域医療構想」は2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、 医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの
- 国は、都道府県における地域医療構想策定のためのガイドラインを策定 (平成27年3月発出)
- ・地域医療構想(ビジョン)の内容は以下のとおり。

1. 2025年の医療需要と病床の必要量

- ・高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとに推計
- ・都道府県内の構想区域(二次医療圏が基本)単位で推計

2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

- 例)医療機能の分化・連携を進めるための施設設備整備、 医療従事者の確保・養成等
- ・機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」で議論・調整

(参考)医療計画との関係

- 地域医療構想は医療計画の一部であり、平成25年改定の医療計画に追記
- 平成30年度以降は、介護保険事業支援計画の改定とあわせ、6年ごとに策定

医療機能の分化・連携に係る取組の流れ

平成26年10月 病床機能報告制度 運用開始

平成27年3月

(国)ガイドライン作成

平成27年度以降 (都)地域医療構想 策定開始

推進のための仕組み

- 機能分化・連携を実効的に推進

- 1. 地域医療構想調整会議 の設置
- 2. 地域医療介護総合 確保基金
- 3. 都道府県の役割強化
- 4. 診療報酬